

科学技術人材育成費補助金
テニュアトラック普及・定着事業
(先進的取組活用促進プログラム)
公募に係る Q&A

平成 27 年 3 月 30 日

文部科学省

科学技術・学術政策局

【目次】

< 1. 申請様式関係> 3

< 2. 申請関係> 3

< 3. 審査関係> 9

< 4. 経費関係> 10

< 5. 選定後の実施内容について> 12

< 1. 申請様式関係 >

Q 申請書の提出後に、不備な箇所を見つけた場合、申請書の差し替えや修正は可能か。

A 申請書の差し替えや修正は認められませんので、申請書に不備がないか提出前に十分な確認をお願いします。

Q 公募に当たり事前相談を行うことは可能か。

A 申請書の記入方法や補助金の執行については、随時相談や質問を受け付けます。
ただし、申請内容や審査の内容に関することについては、お答えできませんので、ご了承ください。

【制度に関する問い合わせ先】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省 科学技術・学術政策局 人材政策課 人材政策推進室
基礎人材推進係
電話：03-6734-4021
E-mail：kiban@mext.go.jp

【申請書に関する問い合わせ先】

〒102-8666 東京都千代田区四番町5-3 サイエンスプラザ
(独) 科学技術振興機構 科学技術プログラム推進部
科学技術イノベーション創出基盤グループ 審査担当
電話：03-5214-7521 (代)
E-mail：stsr@jst.go.jp

Q 申請書の様式は、必要に応じて文字数や行数を変更することは可能か。

A 文字数や行数を変更することは可能ですが、レイアウトの変更、特に列幅や記載項目の順番の変更は行わないでください。

Q 申請書はカラーで作成してもよいか。

A 申請書をカラーで作成することも可能ですが、審査等の際には白黒コピーで対応するため、白黒でも内容が判読できるようにしてください。

< 2. 申請関係 >

Q 平成27年度テニュアトラック普及・定着事業（先進的取組活用促進プログラム）について、平成25年度との違いは何か。

A 主な違いは、

- ①大学改革等の一環として、テニュアトラック制を活用した、先進的な取組（海外 PhD・ポストドクター、女性研究者や外国人研究者の活用促進、テニュア審査後の年俸制パーマメント職での雇用等）を進める機関を支援すること。

- ②申請の単位として部局等ではなく、機関としての申請としたこと。
- ③1 機関当たりのテニュアトラック教員の申請上限人数を5名としたこと。
- ④テニュアトラック教員のスタートアップに要する研究費として、採用後2年度に限り1人当たり2年間で1200万円を上限とし、700万円／年を上限として、2年間の配分は自由としたこと。
- ⑤テニュアトラック制実施のための経費として、1 機関当たり300万円／年を上限としたこと
- ⑥機関選抜による申請のみを受け付けることとし、個人選抜型の募集は行わないことなどです。

Q 今回の公募の対象となるのは、どのようなテニュアトラック教員か。

A 今年度の公募の対象となるのは、以下の要件を満たすテニュアトラック教員です。

- ① 平成26年度4月1日以降に採用された若手研究者（助教相当以上）
- ② 平成27年度中に採用予定の若手研究者（助教相当以上）

なお、上記のテニュアトラック教員の募集及び選考・採用に当たっては、以下の要件を満たしていることが必要です。

- ◆ 博士号取得後10年以内の研究者又は同等程度の研究経歴を有する若手研究者であること。40歳未満とします。
- ◆ 一定の任期（5年間のトラック期間を規準とします）を付して雇用すること。
- ◆ 国際公募（2ヶ月以上が望ましい）を含む公募を実施し、公正で透明性の高い選考方法を採用していること。
- ◆ 任期終了後のテニュアポストが用意されていること。

Q 機関として行う、テニュアトラック教員を研究主宰者（PI）として自立した研究活動ができるよう環境整備と育成を行うこととは、具体的にどのようなものか。

A 具体的には以下のようなことです。

- ◆ 研究活動に関するエフォートが60%以上であること
- ◆ PIとしてふさわしい自立した十分な研究スペースの確保
- ◆ 適切な研究資金の措置
- ◆ メンターの配置
- ◆ 主任指導教員としての大学院生の研究室への配属など、人的支援体制の整備とPIへの育成支援

Q 重複申請の制限はあるか。

A 国立大学改革強化推進事業、研究大学強化促進事業及び科学技術人材育成費補助金「科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業」に採択され、当該補助金により人件費又は研究費を補助されている教員及び研究者については、本事業の補助対象者として申請することはできません。

また、旧科学技術振興調整費「若手研究者の自立的な研究環境整備促進」に採択され、

当該補助金により人件費又は研究費を補助されていたテニュアトラック教員については、本事業の補助対象として申請することはできません。ただし、当該旧調整費の支援の下にテニュアトラック制を実施している部局等であっても、機関や部局等の自主的経費によりテニュアトラック教員の人件費及び研究費を措置している場合は、当該テニュアトラック教員に限り本事業の申請は認められます。

加えて、平成 23 年度から平成 25 年度に「テニュアトラック普及・定着事業」に選定され、当該補助金により研究費を補助されている、あるいは補助されていたテニュアトラック教員については、平成 26 年 4 月 1 日以降に採用された者であっても、本事業の補助対象として申請することはできません。

Q 平成 26 年 4 月以降にテニュアトラック教員として採用され、旧科学技術振興調整費で平成 26 年度分の人件費又は研究費の支援を受けたが、旧科学技術振興調整費による実施期間終了のため平成 27 年度から自己負担している機関（部局等）が、当該テニュアトラック教員を本事業で新たに申請する場合、重複申請の制限の対象となるか。

A 重複申請の制限対象となりますので、本事業で申請することはできません。

Q 平成 23 年度から平成 25 年度に「テニュアトラック普及・定着事業」に選定され、当該補助金により研究費の補助を受けている、あるいは受けていたテニュアトラック教員を、平成 27 年度「テニュアトラック普及・定着事業（先進的取組活用促進プログラム）」のテニュアトラック教員として改めて申請・採用しようとする場合は、重複申請の制限の対象となるか。

A 重複申請の制限対象となりますので、本事業で申請することはできません。

Q 取組の実績がない場合でも申請可能か。

A これまでテニュアトラック制の取組実績がない機関でも申請は可能です。

Q 申請者は機関の長となっているが、部局が主体となった取組でも、機関として申請すれば問題ないか。

A 機関の長からの申請であれば、問題ございませんが、本事業は、特に大学改革等の一環として、テニュアトラック制を活用した、先進的な取組を進める機関を支援することとしておりますので、機関として責任を持って、実施してください。

Q 「本補助金で支援するテニュアトラック教員は 1 機関あたり 5 名を上限とします」とあるが、これは 1 機関当たりの申請人数の上限か。それとも補助金で支援できる人数の上限であって、申請人数としては、補助金の対象とはならないテニュアトラック教員も含めた合計を記載してもよいか。

A 1 機関当たりの申請人数の上限です。申請書には、補助金の支援の対象とならないテニュアトラック教員の人数は記載しないでください。

Q 「本補助金で支援するテニュアトラック教員は1機関あたり5名を上限とします」とあるが、これは平成28年度以降の採用人数も含めて申請してよいのか。

A 平成28年度以降の採用人数を含めての申請は認めていません。平成27年度中に採用可能な人数で申請してください。

Q 平成27年度に採用予定のテニュアトラック教員は0名だが、平成28年度以降にテニュアトラック教員の採用を予定する機関は申請対象となるのか。

A 本事業では、機関において平成26年4月1日以降に採用された若手研究者、もしくは平成27年度中に採用予定の若手研究者のみ申請対象となりますので、平成28年度以降採用予定のテニュアトラック教員については、申請の対象となりません。

Q 「本補助金で支援するテニュアトラック教員は1機関あたり5名を上限とします」とあるが、これはこれまでの「テニュアトラック普及・定着事業」で採用されている人数も含めての上限なのか。

A 平成27年度「テニュアトラック普及・定着事業（先進的取組活用促進プログラム）」における新規の申請人数上限として5名です。これまでの「テニュアトラック普及・定着事業」を含めての人数の上限ではありません。

Q 1機関当たりのテニュアトラック教員の申請上限人数が決まっているが、テニュアトラック教員の採用予定人数が多い機関ほど審査において有利なのか。

A 必ずしもテニュアトラック教員の採用予定人数が多いことをもって有利となることはありません。本事業は、大学改革等の一環としてテニュアトラック制を活用した先進的な取組を支援する事業ですので、採用予定人数が多いことよりも、先進的な取組を提案しているか、機関の規模に応じた実現可能性の高さや公募要領に定める要件等を満たしているかが重要となります。

Q 1機関当たりのテニュアトラック教員の申請上限人数が決まっているが、例えば5名との申請に対して、審査の結果、3名までを補助対象として選定するということがあるのか。

A 機関としての選定となりますので、5名申請した場合は、5名が選定となります。5名のうち、3名が選定となるということは基本的にありません。

Q 平成25年度までの公募において補助対象として、テニュアトラック教員を5人以上雇用する大学等の本部における担当教員の雇用経費（800万円）が含まれていたが、平成27年度においては補助の対象とならないのか。

A 平成27年度においては補助の対象とはなりません。したがって、例えば、平成25年度までの採択機関において、平成27年度以降にテニュアトラック教員を新たに雇用することによって、5人以上のテニュアトラック教員を雇用することになった場合でも、当該担当教員の雇用経費は補助対象外となります。

Q テニユアトラック教員が申請時点で特定されていない場合、研究費の所要額はどのように記載するのか。

A 申請時点でテニユアトラック教員が特定されていない場合には、採用後、配分する1人当たりの研究費を記載してください。このような場合、テニユアトラック教員1人当たりの標準的な費目及び種別ごとの経費を見積もっておくことが望ましいと考えます。

Q テニユアトラック教員をテニユアポストへ移行させる場合、必ず昇任させなければならないのか。

A 研究主宰者としての研究環境が維持されているのであれば、昇任は必須ではありません。

Q 公募要領「2. 事業の概要（7）補助対象となるテニユアトラック制」の「テニユアトラック教員の募集及び選考・採用に関する要件」として、「博士号取得後10年以内又は同等程度の研究経歴を有する若手研究者であること」、また40歳未満とありますが、どの時点で、10年以内、40歳未満と判断すればよいのか。

A 機関におけるテニユアトラック教員の公募締切時点において、10年以内、40歳未満とします。

Q 産休・育休により、博士号取得後10年を超えている研究者は支援対象となるのか。

A 産休・育休により博士号取得後10年を超える場合には、支援対象とします。但し、その場合であっても、本事業は「若手研究者」に対する支援であることから40歳未満を支援対象とします。

Q 審査要領「3. 審査の観点」において、他機関未経験者の比率が高くなりすぎない（50%以下が望ましい）ような配慮がなされているか」とあるが、50%を超えると申請できないのか。仮に50%超えた場合にはどのようにするのか。

A 50%を超えていても申請は可能です。

Q 公募要領「2. 事業の概要（7）補助対象となるテニユアトラック制」において「④国際公募を実施」とありますが、テニユアトラック教員を採用する場合は、必ず国際公募を行う必要があるか。

A 国際公募は必須要件となりますので、必ず行ってください。なお、本事業における国際公募とは、ホームページ等において英文で公募を行うこととしていますが、国際雑誌への掲載は必須ではありません。

Q 国際公募はどの程度の期間行えばよいか。

A 国際公募の期間は、2ヶ月程度を規準とします。

Q 申請した取組が選定された場合において、公募時の申請書に記載してあるテニュアトラック教員の採用予定人数を、補助金の交付申請時に減じることは認められるか。

A 認められません。そのため、公募申請に当たっては、テニュアトラック教員の採用計画が、機関の規模や年間新規採用者数等を勘案した実現性の高い採用人数となるよう十分注意して下さい。

なお、補助金の交付申請時に採用予定数を減じるような事態が生じた場合には、選定自体が取り消され、補助金が交付されないことがあります。

Q 申請時に記載した採用予定テニュアトラック教員を平成 27 年度中に採用できず(採用予定人数未達)、平成 28 年度に改めて公募し、採用した場合、当該テニュアトラック教員は本事業の支援対象となるのか。

A 本事業では、原則として平成 27 年度中の採用予定テニュアトラック教員を選定し、支援対象としているため、平成 28 年度の採用者については、本事業の支援対象となりません。ただし、やむを得ない事情で平成 27 年度中に採用できなかったと認められる場合、平成 28 年度に改めて公募し、採用したテニュアトラック教員については、2 年目の採用と捉え、本事業の支援対象として 1 年間のみ(700 万円/年上限)スタートアップに要する研究費を交付します。

なお、平成 27 年度中の採用が難しい状況となった場合、あらかじめご相談ください。

Q 平成 23 年度から平成 25 年度に「テニュアトラック普及・定着事業」に選定され、事業を実施しており、改めて平成 27 年度に「テニュアトラック普及・定着事業(先進的取組活用促進プログラム)」に申請する場合、テニュアトラック制実施のための経費(300 万円/1 機関)は、申請様式上でどのように計上すればよいのか。

A 既に「テニュアトラック普及・定着事業」でテニュアトラック制実施のための経費(300 万円/1 機関)を交付されている場合、本事業の申請様式上で改めて経費を計上する必要はありません。ただし、申請様式 1 及び様式 4 において、注意書きとして「※平成〇〇年度(各機関のテニュアトラック普及・定着事業の終了予定年度を記載)までは、テニュアトラック制実施のための経費を本事業では計上せず。」の一文を追記してください。

Q テニュアトラック教員の人件費は、様式 4 の所要見込額の「自己負担額」に記載すればよいのか。

A テニュアトラック教員の人件費は、補助対象外となりますので自己負担額には記載しないでください。

Q 補助金の交付の対象とならない経費(施設の建設・改修等)については、自己負担額として記載してもいいのか。

A 施設の建設・改修等の補助金の交付の対象とはならない事項については、自己負担であっても記載しないでください。

Q 様式2「若手研究者支援等に関する機関の取組概要」については、「2枚以内で記述してください」とあるが、テニュアトラック制の推進体制の体制図を添付する場合には、2枚を超えることは可能か。

A 「若手研究者支援等に関する機関の取組」については2枚以内で作成してください。体制図を入れると2枚を超える場合には、体制図（1枚）を別紙として作成ください。

Q 平成27年度は個人選抜型の公募はあるのか。

A 平成27年度は個人選抜型の公募はありません。

<3. 審査関係>

Q 申請要件違反により審査対象とされなかった場合、その旨の連絡があるのか。

A 申請要件違反のある申請を行った機関については、審査の結果として通知することになります。申請書の提出に当たっては、申請要件違反とならないよう提出前に十分な確認をお願いします。

Q 委員の氏名は公表されるのか。

A 委員の氏名は、各年度における審査及び評価が終了した時点で公表する予定です。

Q 選定された取組や選定されなかった取組の審査の内容を知ることはできるのか。

A 選定された取組については、公表する予定ですが、選定されなかった取組については、不選定となった理由を申請いただいた各機関の長宛に通知することとし、公表はしません。

Q 所用経費の見込額に関する様式に「補助金を除く申請内容の実施に必要な経費は、審査の対象となります。」とあるが、自己負担額が多い方が審査において有利となるのか。

A 様式において「補助金を除く申請内容の実施に必要な経費は、審査の対象となります。」としているのは、事業の全体像について、自己負担額を含め実現可能性を確認するためです。

審査に当たっては、各事業の取組内容や成果目標、実現可能性、補助事業期間終了後における取組の継続性等について審査することになりますので、申請時の自己負担額の多寡をもって有利、不利とはなりません。

Q 面接審査はどのように実施されるのか。

A 書面審査の結果、面接審査が必要と判断された機関に対して実施いたします。面接審査は、申請書を基にしたより具体的な取組の説明と質疑応答を中心に実施する予定です。

Q 面接審査の連絡は、どのように行われるのか。

A 書面審査の結果、面接審査が必要と判断された機関に対して、メール等により通知する予定です。

Q 面接審査の出席者の指定や人数の制限はあるのか。

A 申請内容や機関としての取組について責任をもって説明できる方のご出席をお願いいたします。人数については、会場の制約もあるので3～4人以内でお願いします。
なお、面接審査の詳細については、面接審査の対象機関に別途ご連絡いたします。

Q 面接審査において、取組の説明には申請書以外の資料を使用することは可能か。

A 面接審査における説明は、申請書又は申請内容の概要をまとめた資料、例えばパワーポイント等によるスライドやその印刷物により行ってください。なお、申請書に記載されていない新たな事項等（申請書に記載された事項の裏付け等を除く）については説明することはできません（説明されても審査の対象とはなりません）。

< 4. 経費関係 >

Q 補助事業の実施に当たって留意する点はあるか。

A 補助事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」、「科学技術人材育成費補助金交付要綱」及び「科学技術人材育成費補助金取扱要領」に基づき、適切に実施する必要があります。

本補助金を本補助事業以外の目的で使用するなど不適切な執行が発覚した場合には、選定の取消を含めて厳格に対処することとなります。

Q テニユアトラック制実施のための経費（300万円／1機関）は、5年間（補助事業期間）交付されるのか。また、テニユアトラック教員が増えると増額されるのか。

A 採用されたテニユアトラック教員の任期中（最長5年間）交付します。したがって、任期の途中でテニユアポストへ移行し、テニユアトラック教員が0人となった場合には、交付されません。また、金額については、テニユアトラック教員が増えても増額とはなりません。

※上記金額を上限として交付する予定ですが、選定された機関数や財政状況によって増減する可能性があります。

Q 「テニユアトラック制実施のための経費」について、現在、「テニユアトラック普及・定着事業」で交付されている場合でも、平成27年度「テニユアトラック普及・定着事業（先進的取組活用促進プログラム）」に選定された場合は追加で300万円交付されるのか。

A 既に「テニユアトラック普及・定着事業」で「テニユアトラック制実施のための経費」を交付されている場合、追加交付はしません。なお、「テニユアトラック普及・定着事業」が終了した後であれば、「テニユアトラック普及・定着事業（先進的取組活用促進プログラム）」での「テニユアトラック制実施のための経費」を交付します。

Q テニユアトラック教員が共同研究を行っているグループで使用する設備の購入費に、テニユアトラック教員の研究費を充当することは可能か。

A テニユアトラック教員が使用する共通設備の購入費にテニユアトラック教員の研究費を充当することは可能ですが、本補助金により購入等した設備備品等については、補助事業の終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図ることとしています。これらが困難になるような経費の合算使用による設備備品等の購入等はできませんので、ご注意ください。

Q テニユアトラック教員の研究費とテニユアトラック制実施のための経費との流用は可能か。

A テニユアトラック教員の研究費からテニユアトラック制実施のための経費への流用はできません。一方、テニユアトラック制実施のための経費から研究費への流用は可能です。

Q 平成 23 年度から平成 25 年度に「テニユアトラック普及・定着事業」に選定され、現在、当該補助金により研究費の支援を受けているテニユアトラック教員の研究費と平成 27 年度「テニユアトラック普及・定着事業（先進的取組活用促進プログラム）」に選定され、研究費の支援を受けるテニユアトラック教員の研究費との間で流用は可能か。

A 流用はできません。

Q テニユアトラック教員が他機関に転出または退職した場合は補助対象となるか。

A 補助対象にはなりません。

Q 平成 26 年度に既に雇用されているテニユアトラック教員を平成 27 年度の申請対象とする場合、スタートアップに要する研究費は、平成 27 年度及び平成 28 年度の 2 年間交付されるのか。

A 本事業においては、平成 26 年度に採用された者についても、取組の趣旨からスタートアップに要する研究費が必要と判断される場合には、研究費を 2 年間交付します。

Q 機関内でテニユアトラック教員によって異なる研究費の額とすることは可能か。

A 可能です。テニユアトラック教員が自立して研究することができるよう、スタートアップに要する研究費として、採用後 2 年度に限り 1 人当たり 2 年間で 1200 万円を上限とし、700 万円／年を上限として、2 年間の配分は自由としておりますので、研究費については、採用する研究分野等により額を決定してください。

Q テニユアトラック制実施のための経費は、間接経費として使用してよいのか。

A テニユアトラック制実施のための経費は、間接経費ではなく直接経費となりますので、本事業に直接関係するものにしか使用できません。具体的には、公募要領の別表に示す

経費に該当するものに使用可能です。

< 5. 選定後の実施内容について >

Q テニユアトラック教員の研究活動に関するエフォートが 60%以上確保されていることが求められているが、この 60%以上確保にはテニユアトラック教員が獲得した他の外部資金による研究活動も含まれると考えてよいか。

A 「研究活動に関するエフォートが 60%以上」には本補助金による研究活動以外に獲得した科学研究費補助金等の外部資金による研究活動も含まれます。

Q テニユアトラック教員の研究活動に関するエフォートが 60%以上確保されていることが求められているが、授業の担当、学生への研究・論文の指導、学務や教務関連の業務等は可能か。

A 本事業においては、研究活動に関するエフォートが 60%以上確保されている必要があります。学生への研究・論文の指導が研究活動の一環である場合は研究エフォートの 60%に含まれますが、学務や教務関連の業務等は含まれませんので、残りの 40%の範囲内で従事することは可能です。

Q 公募要領で、テニユアトラック制の要件として、研究活動に関するエフォートが 60%以上であることが求められているが、スタートアップに要する研究費が交付されなくなる採用 3 年度目からも求められるのか。

A テニユアトラック教員の研究環境に関する要件として、研究活動に関するエフォートを 60%以上としているので、テニユアトラック教員の任期中（補助事業期間中）は遵守していただく必要があります。

Q 研究活動に関するエフォートが 60%以上確保されていなかった場合、研究費は減額されるのか。

A 研究活動に関するエフォートを 60%以上確保するための改善策の提出を求めます。その後、改善策が実行されていない状況があれば減額となる場合があります。

Q 採用したテニユアトラック教員を一定期間、海外の研究機関等に派遣することは可能か。

A 海外への派遣後も、本事業で求めている要件を満たすことができれば、派遣することは可能です。ただし、補助金の経理について、選定機関において適切に行うことが必要です。また、研究設備の購入等、海外の研究機関等において資産を形成するような支出はできません。

Q 育児休業等により研究中断が生じる場合にはどのようにしたらよいか。

A 個別にご相談ください。

Q テニユアトラック教員の募集及び選考・採用に関する要件として、若手研究者を 40 歳未満としているが、雇用対策法との関係はどうなるのか。

A 雇用対策法の改正により、平成 19 年 10 月 1 日から、労働者の募集及び採用に当たって、年齢の制限を設けることができなくなっております（雇用対策法第 10 条）。

一方、本事業は、若手研究者の安定的な雇用の促進を目的とするものであることから、雇用対策法施行規則第 1 条の 3 第 1 項第 3 号ニに該当するため、雇用対策法第 10 条の適用除外となります。

なお、実際の公募に当たっては、応募資格の「40 歳未満であること」に加え「文部科学省の平成 27 年度テニユアトラック普及・定着事業による補助対象のため」等を明示してください。

雇用対策法

（募集及び採用における年齢にかかわらず均等な機会の確保）

第十条 事業主は、労働者がその有する能力を有効に発揮するために必要であると認められるときとして厚生労働省令で定めるときは、労働者の募集及び採用について、厚生労働省令で定めるところにより、その年齢にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

雇用対策法施行規則

（募集及び採用における年齢にかかわらず均等な機会の確保）

第一条の三 法第十条の厚生労働省令で定めるときとは、次の各号に掲げるとき以外のときとする。

（略）

三 事業主の募集及び採用における年齢による制限を必要最小限のものとする観点から見て合理的な制限である場合として次のいずれかに該当するとき

（略）

二 高齢者の雇用の促進を目的として、特定の年齢以上の高齢者（六十歳以上の者に限る。）である労働者の募集及び採用を行うとき、又は、特定の年齢の範囲に属する労働者の雇用の促進するため、当該特定の年齢の範囲に属する労働者の募集及び採用を行うとき（当該特定の年齢の範囲に属する労働者の雇用の促進に係る国の施策を活用する場合に限る。）。

Q テニユア審査によりテニユアトラック教員となれなかった場合の配慮として、セーフティネット期間として、テニユアトラック期間後に新たに 1 年間の任期付き契約を締結することを考えているが、今般の改正労働契約法が定める無期労働契約の転換権との関係はどうなるか。

A 平成 25 年 12 月に公布された、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律」において、大学等の研究者等及び任期法に基づく任期の定めがある労働契約を締結した教員等については、労働契約法の特例の対象となり、無期転換申込権発生までの期間が 10 年に延長されています。

そのため、特例の対象者が、5年のテニユアトラック期間終了後、テニユア審査によりテニユアポストを獲得できなかった際に、セーフティネットとして、例えば1年間任期の労働契約を新たに締結する場合は、当該テニユアトラック教員には無期転換申込権は発生しません。

なお、テニユアトラック教員として採用する際の契約においては、労働契約法の特例の対象となるか、テニユアポストを獲得できなかった際の雇用の条件を明示することが望ましいです。